

議案第66号

福岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市が行う後期高齢者医療の事務の対象となる被保険者に係る規定について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市後期高齢者医療に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者となる者について適用し、同日前に被保険者となった者については、なお従前の例による。